

避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人父の稲作の逸失利益に関し、直接請求手続では平成22年の売上額が賠償の基準として用いられていたが、同年が減反の年であったことを考慮して、基本的には減反のない年の売上額を前提としつつ、3年に1回は減反の年があったとして基準とすべき売上額を算定し直した結果、平成23年3月から平成28年12月までの営業損害及び東京電力の平成28年12月26日付けプレスリリースに基づく2017年1月以降の営業損害（年間逸失利益の3倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に追加賠償が認められたほか、申立人妻、長女及び二女に関してそれぞれの事情（障害、介護、乳幼児の世話、妊娠）に応じた精神的損害増額分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

（1）申立人X1分

営業損害 75万3241円

被申立人による平成28年12月26日付けプレスリリース

「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」（平成29年1月以降）に基づく

営業損害 37万3556円

（2）申立人X2分

日常生活阻害慰謝料（増額分） 10万0000円

（3）申立人X3分

日常生活阻害慰謝料（増額分） 137万0000円

（4）申立人X4分

日常生活阻害慰謝料（増額分） 300万0000円

期間

（1）平成23年3月11日から令和元年12月31日まで

（2）平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

(3) 平成23年3月11日から平成27年3月31日まで

(4) 平成23年8月1日から平成30年3月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計559万6797円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月29日

(仲介委員 神村 大輔)